

令和7年度 第11回阿見町農業委員会 議事録

1. 日 時：令和8年2月10日（火）午後3時00分～

2. 場 所：阿見町役場 4階 全員協議会室

3. 出席委員：農業委員 9名 農地利用最適化推進委員 9名

1番	小松崎秀昭	君	1番	飯野利明	君
2番	浅野周一	君	2番	吉田典子	君
3番	飯塚尚志	君	3番	細田展之	君
4番	山崎翔子	君	4番	寺田清	君
5番	大塚芳夫	君	5番	吉田誠	君
6番	吉田修夫	君	6番	糸賀稔	君
7番	飯村正弘	君	7番	本間保	君
8番	島田辰男	君	8番	諏訪原昌子	君
10番	横張清彦	君	10番	秋葉政男	君

4. 欠席委員：2名

農業委員	9番	柳生利幸	君
農地利用最適化推進委員	9番	塚原努	君

5. 議事日程：第1 議事録署名委員の指名

第2

議案第47号	農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について
議案第48号	農地法第5条の規定による権利の設定、移転の許可について
議案第49号	現況確認証明の発行について（非農地証明）
議案第50号	農地の競売・公売参加に対する買受適格証明の発行について
議案第51号	農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画（案）の決定について

報告第44号	農地法第3条の3の規定による届出の受理について
報告第45号	農地法第5条の規定による市街化区域内の農地転用届出に対する決定について
報告第46号	農地法第5条の制限除外の農地の移動届に対する決定について
報告第47号	農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
報告第48号	非農地判断について

その他

6. 農業委員会事務局

農業委員会事務局長	小松澤 智 君
農業委員会事務局	関山 学 君
農業委員会事務局	満行 朋博 君
農業委員会事務局	大津 知也 君

7. 会議の概要

午後3時 開会

事務局は、定刻に達したので開会を宣する。

阿見町農業委員会会議規則第4条の規定により会長が議長になる。

議長： 本日の出席農業委員9名、出席推進委員9名で総会成立を宣し、議事録署名委員について議長指名でよろしいか諮ったところ全員異議なしにより、3番飯塚尚志委員・

4 番山崎翔子委員の両名を指名した。続いて議事に入る。

＜議案第47号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について＞

議 長： 議案第47号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可についてを議題と致します。事務局説明をお願いします。

事 務 局： 今回は2件の申請がありました。主な項目は資料に記載のとおりですのでお読み取りください。

それでは整理番号1番についてご説明いたします。

申請地は、うずら野三丁目地内の畑1筆、面積〇〇㎡。農振農用地区域外になります。所有権移転の売買です。

譲受人の年齢は〇〇歳。職業は主婦。農業従事者は本人、孫、孫の夫の3名。農作業従事期間は、本人が150日、孫夫婦がそれぞれ50日。作付予定作物はじゃがいもです。譲受人は美浦在住だが、お孫さんが申請地の近くに在住しており、一緒に家庭菜園として利用するため本申請に至っております。

次に整理番号2番についてご説明いたします。

申請地は、大字島津地内の田1筆〇〇㎡、畑1筆〇〇㎡の計2筆、〇〇㎡。農振農用地区域内になります。所有権移転の売買です。

譲受人の年齢は〇〇歳。職業は農業。農業従事者は本人、父の2名。農作業従事期間は、本人が250日、父が200日。作付予定作物は田は水稻、畑は粟です。

譲受人は、規模拡大のため、譲渡人については売却希望のため、本申請に至ったとのこと。

説明は以上となりますが、農地法第3条第2項各号に該当する項目を確認したところ、特に問題となるような項目は見受けられませんでした。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

議 長： 続いて調査員の報告をお願いします。整理番号1番を7番飯村正弘委員、整理番号2番を3番飯塚尚志委員お願い致します。

7 番： 整理番号1番について報告します。整理番号1番は事務局の説明のとおりです。現地調査を行った結果、申請地は耕作中の農地で、管理は適正に行われていました。隣地境界については問題なく、周辺農地への影響もないと思われます。譲受人が本申請地を取得後も引き続き適正に管理し、耕作するものと見込まれますので、本申請については許可相当と判断いたします。ご審議のほどよろしく願いいたします。

3 番： 整理番号2番について報告します。整理番号の2番は事務局の説明のとおりです。申請地は耕作中の農地で、管理は適正に行われています。隣地境界についても問題なく、周辺農地への影響もないと考えます。譲受人は本申請地取得後も引き続き適正に管理、耕作するものと見込まれますので、本申請については許可相当と判断いたします。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議 長： 整理番号1番から2番でご質問等ありますか。（質問等なし）
なければ、本案に賛成の農業委員は挙手をお願いします。賛成多数と認めます。よって本案は、議案のとおり許可することに決定いたします。

＜議案第48号 農地法第5条の規定による権利の設定、移転の許可について＞

議 長： 続いて、議案第48号 農地法第5条の規定による権利の設定、移転の許可についてを議題と致します。事務局説明をお願いします。

事 務 局： 今回は、3件の申請がありました。主な項目は資料に記載のとおりですのでお読み取りください。

それでは整理番号1番についてご説明いたします。

申請地は、うずら野三丁目地内の畑1筆で、面積〇〇㎡。農地区分は、農地の広がり10ha未満の小集団の農地であり、第3種農地に該当しないので第2種農地と判

断いたしました。選定にあたっては、候補地を検討した結果、当該事業の目的を達成する代替性がないことを確認しています。

計画内容は、木造平家建て、建築面積 125.87 m²。造成計画は、盛土は行わず、周囲は土留め工事を行います。給水は公共上水道。雨水は敷地内に浸透枳を設置しオーバーフロー分を側溝へ放流、汚水雑排水は合併浄化槽処理後側溝へ放流します。放流同意の確認もとれています。資金は、住宅ローンを利用します。

他法令については、都市計画法第 29 条許可申請済です。文化財保護法につきましては、周知の包蔵地に含まれておりません。

次に整理番号 2 番についてご説明いたします。

本件は、圏央道の 4 車線化事業に伴い、工事用地として 3 年の一時転用期間が経過しましたが、工事が完了していないことから、3 年間の期間延長のため、再度、一時転用を申請した案件になります。事業計画については前回申請と同様になります。

申請地は、大字小池地内の田 2 筆、面積〇〇m²の内〇〇m²、大字福田地内の田 1 筆〇〇m²の内〇〇m²、畑 1 筆〇〇m²の内〇〇m²、計 4 筆〇〇m²。全て農振農用地区域内になります。農地以外を含めた 4 車線化事業全体の計画面積は約 36,900 m²です。

事業計画は、圏央道の 4 車線化事業に伴う一時的な工事用道路の設置、土の仮置き場、資機材の仮置き等工事用地となっています。

事業完了後は現状復旧のうえ、土地所有者の立会確認を実施する予定で、関係法令との協議も終了しております。不許可の例外項目ですが、仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するために行われるものであって、かつ、農振整備計画の達成に支障を及ぼす恐れがないと認められる場合に該当します。

申請書類については不足もなく、特に問題等見受けられませんでした。

次に整理番号 3 番についてご説明いたします。

申請地は、大字実穀地内の畑 1 筆で、面積は〇〇m²。農地区分は、上水管、下水管又はガス管のうち、2 種類以上埋設せれている道路の沿道区域にあって、500m 以内に、2 つ以上の教育施設・診療所等が存するため第 3 種農地と判断いたしました。選定にあたっては、候補地を検討した結果、当該事業の目的を達成する代替性がないことを確認しています。

計画内容は、木造平家建て、建築面積 87.77 m²。造成計画は、盛土は行わず、周囲は防護柵を設けます。給水は公共上水道。雨水は敷地内に浸透枳を設置しオーバーフロー分を側溝へ放流、汚水雑排水は合併浄化槽処理後側溝へ放流します。放流同意の確認もとれています。資金は、住宅ローンを利用します。

なお、事業面積は〇〇m²ですが本申請の農地転用に該当する部分は宅地への進入路部分のみの〇〇m²です。

他法令については、都市計画法第 29 条許可申請済です。文化財保護法につきましては、周知の包蔵地に含まれておりません。

以上 3 件につきまして、他法令の絡み等で調整を要する案件については、関連機関との調整の上、許可の際には許可日を設定することをご了承願います。

説明は以上となります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長： 続いて調査員の報告をお願いします。整理番号 1 番 7 番飯村正弘委員、整理番号 2 番を事務局、整理番号 3 番を 2 番浅野周一委員お願いいたします。

7 番： 整理番号1番についてご報告します。整理番号1番については事務局の説明のとおりです。現地調査の結果、申請地は耕作中の農地で、管理は適正に行われていました。また、隣地境界についても問題なく、土地利用計画内容からも周辺農地への影響もありませんでした。よって本申請については、許可相当と判断いたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

事務局： 整理番号2番について報告します。整理番号2番については、当初の事業計画時点で国協議が整っている圏央道の4車線化事業になりますので、簡単ではありますが事務

局からのご報告とさせていただきます。現地は、圏央道4車線化工事の工事用地となっており、当初から工期の延長も視野に入れた一時転用ということで、県とも協議済みの案件です。延長の期間についても、3年以内となっておりますので、本申請については許可相当であると思われます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

3 番： 整理番号 3 番について報告します。整理番号 3 番については事務局の説明のとおりです。現地調査の結果、申請地は休耕中の農地で、管理は適正に行われていました。また、隣地境界についても問題なく、土地利用計画内容からも周辺農地への影響はありませんでした。よって、本申請については許可相当と判断します。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長： 整理番号 1 番から 3 番でご質問等があるかたは挙手願います。
(挙手あり)

議 長： 第 3 種農地というのはあまりでてこないがどういった要件なのか。
事 務 局： 上水管、下水管またはガス管のうち 2 種類以上が埋設されている道路の沿道区域にあり、500m以内に 2 つ以上の教育施設、診療所等があると第 3 種農地となります。

議 長： はい、わかりました。

議 長： 整理番号 1 番から 3 番でご質問等があるかたは挙手願います。
なければ、本案について賛成の農業委員は挙手をお願いします。賛成多数と認めます。
よって本案は、議案のとおり許可することに決定いたします。

<議案第49号 現況確認証明の発行について（非農地証明）>

議 長： 続いて、議案第 4 7 号 現況確認証明の発行について（非農地証明）を議題と致します。事務局説明をお願いします。

事 務 局： 今回は、4 件の願出がありました。主な項目は資料に記載のとおりですのでお読み取りください。

それでは整理番号 1 番について説明いたします。

願出地は、大字実穀地内。登記地目が畑 1 筆。面積〇〇㎡。20 年以上前から事業用駐車場として利用されている土地になります。国土地理院の航空写真からも 20 年以上前から一体利用していることが確認できました。地目変更のため、本願出に至ったとのことです。

続いて整理番号 2 番について説明いたします。

願出地は大字小池地内。登記地目が畑 1 筆。面積〇〇㎡。20 年以上前から事務所および車庫として利用されている土地になります。国土地理院の航空写真からも 20 年以上前から一体利用していることが確認できました。地目変更のため、本願出に至ったとのことです。

続いて整理番号 3 番について説明いたします。

願出地は大字実穀地内。登記地目が畑 1 筆。面積〇〇㎡。45 年以上前から駐車場として利用されている土地になります。国土地理院の航空写真からも 20 年以上前から一体利用していることが確認できました。現況に即した地目に是正するため、本願出に至ったとのことです。

続いて整理番号 4 番について説明いたします。

願出地は大字阿見地内。登記地目が畑 1 筆。面積〇〇㎡。現地は 20 年以上前から荒廃し、現在は雑木が生えている等、原野化している土地になります。隣地は荒廃している農地もしくは太陽光発電施設等により進入路がない土地のため仮に農地を復元したとしても継続的に耕作することが困難と見込まれます。国土地理院の航空写真でも平成 13 年 11 月時点で、原野化していることが確認できました。地目変更のため、本願出に至ったとのことです。

簡単ですが説明は以上になります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長： 続いて調査員の報告をお願いします。整理番号 1 番、3 番を 2 番浅野周一委員に整

理番号 2 番を 5 番大塚芳夫委員、整理番号 4 番を 1 番小松崎秀昭委員お願いいたします。

2 番： 整理番号 1 番について報告します。整理番号 1 番は事務局の説明のとおりです。現地確認の結果、願出地は再生困難な土地となっており、非農地証明の発行は妥当と判断いたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

5 番： 整理番号 2 番について報告します。整理番号 2 番は事務局の説明のとおりです。現地調査を行った結果、願出地は 20 年以上前から事務所と車庫として利用されており、農地に復元することは現状として難しいと見込まれます。よって今回の非農地証明の発行はやむを得ないと判断いたします。ただし、農転の許可をとっていない事案であることから、今後このようなことがないように申請人より始末書を提出するよう要望いたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

2 番： 整理番号 3 番について報告します。整理番号 3 番は事務局の説明のとおりです。現地確認の結果、願出地は再生困難な土地となっており、非農地証明の発行は妥当と判断します。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

1 番： 整理番号 4 番について報告します。現地確認の結果、願出地は森林になっており、現地においても農業用機械による耕起・整地ができない土地であり、今回の非農地証明の発行は妥当と判断いたしました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長： 整理番号 1 番から 4 番でご質問等ある方は挙手願います。

議 長： 小池の案件の始末書はどうなっているか。

事務局： 許可書を渡す際に、相手方から提出される予定です。

これより、議案第 49 号 現況確認証明の発行について（非農地証明）採決をいたします。本案に賛成の農業委員は挙手をお願いします。賛成多数と認めます。よって本案は、議案のとおり許可することに決定いたします。

<議案第 50 号 農地の競売・公売参加に対する買受適格証明の発行について>

議 長： 続いて、議案第 50 号 農地の競売・公売参加に対する買受適格証明の発行についてを議題と致します。事務局説明をお願いします。

事務局： 今回は、大字荒川本郷地内で 3 筆 2 件、小池地内で 5 筆 5 件の農地法第 3 条の買受適格者証明の願出がありました。主な項目は資料に記載のとおりですのでお読み取りください。

なお、願出地は一般競争入札にて、公売に出している案件になります。

整理番号 1 番について説明いたします。

願出地は、荒川本郷地内の田 3 筆、面積〇〇㎡。農振農用地区域内となります。願出人の年齢は〇〇歳。職業は農業。農業従事者は本人 1 名と常時雇用者 2 名となります。本人の農作業従事日数は 250 日です。農業用機械も保有しております。経営規模拡大のため本願出に至っています。

続いて整理番号 2 番について説明いたします。

願出地は、荒川本郷地内の田 2 筆、面積〇〇㎡。農振農用地区域内となります。願出人の年齢〇〇歳。職業は自営業。農業従事者は本人 1 名。新規就農の予定です。農作業従事予定日数は 200 日です。農業用機械は借りて行う予定です。作付予定作物は、レンコンです。新規就農の為本願出に至っています。

続いて整理番号 3 番について説明いたします。

願出地は、大字小池地内の田 1 筆、面積〇〇㎡。農振農用地区域内となります。願出人の年齢〇〇歳。職業は農業。農業従事者は本人、父、母、妻の 4 名です。農作業従事日数は本人・父は 300 日、母・妻は 250 日です。作付け予定作物は水稻です。現在、願出地で耕作しており、願出人の要望により本願出に至っています。

続いて整理番号 4 番について説明いたします。

願出地は、大字小池地内の田 4 筆、面積〇〇㎡。農振農用地区域内となります。願出人の年齢〇〇歳。職業は農業。農業従事者は本人・妻の 2 名。農作業従事日数は 250 日。作付け予定作物は水稻です。経営規模拡大のため本願出に至っています。以上 4 件につきまして、落札の際には、農地法第 3 条許可申請を行います。当該許可の申請書を提出した場合において、会長が当該証明書の交付時と事情が異なっていると認めたときを除き、許可をして差し支えない旨についても併せてご審議願います。

議 長： 現地調査の報告、整理番号 1 番 2 番を 7 番飯村正弘委員、整理番号 3 番 4 番を 5 番大塚芳夫委員お願いします。

7 番： 整理番号 1 番及び 2 番についてご報告します。整理番号 1 番及び 2 番については事務局の説明のとおりです。対象地は現在、適正に管理・耕作されている農地になります。整理番号 1 番の願出人については、レンコンを耕作している実績のある認定新規就農者であり、機械の保有状況についても問題ありません。整理番号 2 番の願出人については、新規でレンコンを始める農業者ですが、願出人の父親が荒川本郷地内在住の認定農業者であり、取得後は一緒に営農されるとのことでした。整理番号 1 番及び 2 番の願出人いずれも今回の公売による農地の取得後、引き続き管理・耕作が見込まれますので、本証明の発行は妥当であると判断いたします。ご審議のほどよろしくお願います。

5 番： 整理番号 3 番について報告いたします。整理番号 3 番については事務局の説明のとおりです。現地調査を行った結果、申請地は耕作中の農地で管理は適正に行われています。境界についても問題なく、周辺農地への影響もないと考えます。譲受人が本申請地を取得後も引き続き適正に管理するものと見込まれますので、本申請については許可相当と判断いたします。ご審議のほどよろしくお願いたします。

次に整理番号 4 番について報告いたします。整理番号 4 番については事務局の説明のとおりです。現地調査を行った結果、申請地は耕作中の農地で管理は適正に行われています。境界についても問題なく、周辺農地への影響もないと考えます。譲受人が本申請地を取得後も引き続き適正に管理するものと見込まれますので、本申請については許可相当と判断いたします。ご審議のほどよろしくお願いたします

議 長： 整理番号 1 番から 4 番でご質問等ある方は挙手願います。
(挙手あり)

5 番： 買受適格証明の整理番号 1 番及び 2 番について、2 番の〇〇、経営面積の記載はなく、先ほどの説明だと親がやっていて、それに基づいて農機具もあり、借りてやっていくといった説明であったが、新規就農でこの人に限らず町外で手が上がった場合に、購入者としてみる場合に 5 反歩要件が撤廃されてしまったのでこういったかたちで農業者として判断するのか。事務局に申請があり、書類を見て、実際に農機具を揃えてあるのかを確認して受理するようなかたちなのか教えていただきたい。

事務局： 新規就農者で全く知らない方が申請をしてきた場合は、基本的に現地調査に機械の確認も含めて新たに始める方のところにお伺いして機械の保有状況を確認しております。ただ、今回買受適格証明整理番号 2 番の〇〇に関しては、新規ではあるが親と一緒にやるということ、また父親が認定農業者であるということで、今回機械の保有状況の確認をしに行かなかったが、間違いなくあるということで事務局の方では確認がとれています。今後どのように判断していくかについてですが、新規就農者の場合は現地調査で機械の保有状況を皆さんにも確認していただきたいと思っております。また、申請のなかで営農計画書を提出していただいているが、その添付書類の営農計画書を基に、申請あげてきた段階で事務局の方でやりとりをさせていただき、書類の中身からもやれるかどうか判断していきたいと思っております。なので今回買受適格証明の現地調査では機械の保有状況までの確認はしなかったが、通常新規就農者の場合

にはあります。また、先ほど大塚委員から話があったように今現在 5 反歩要件が撤廃されてます。これは令和 4 年度から農地法が改正され、今回の〇〇のように今経営状況 0 ですが、全くの新規の方でも買えるような状態にはなっております。その代わり機械の保有状況は確認していきたいと思っております。

議 長： 以前もつくばとか町外の時は見に行った気がする。
事 務 局： 申請あがってきた場合は、つくば市だろうが付近であろうが現地までいつている。
議 長： 整理番号 1 番から 4 番ほかにご質問等ある方は挙手願います。
なければ賛成の方は挙手をお願いします。賛成多数と認めます。よって本案は、議案のとおり許可することに決定いたします。

＜議案第 51 号 農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画（案）の決定について＞

議 長： 続いて、議案第 51 号 農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画（案）の決定についてを議題と致します。事務局説明をお願いします。

事 務 局： 議案第 51 号 農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画（案）の決定について説明します。

説明の前に、今回整理番号 18 番及び 19 番について、申請書類の遅延により取り下げとなりました。書類が整い次第再度申請するとのことです。

今回は先ほどの 2 件を除いた 28 件の計画となります。島津掛馬地区の更新分と通常の間管理権の設定である一般分になっております。島津掛馬地区、田 1 筆面積〇〇㎡（整理番号 30）貸し手 1 名担い手 1 名、一般分、田 13 筆〇〇㎡、畑 27 筆〇〇㎡貸し手 25 名、担い手 10 名と法人 2 社となっています。詳細についてはお読み取りください。簡単ですが説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いします。

議 長： 何か質問等ありますか。これより、議案第 51 号 農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画（案）の決定について採決をいたします。本案に賛成の農業委員は挙手をお願いします。賛成多数と認めます。よって本案は、議案のとおり許可することに決定いたします。（案）を消してください。

＜報告事項＞

議 長： これより報告事項に入ります。事務局をお願いします。

事 務 局： 報告第 44 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出の受理について 3 件です。

報告第 45 号 農地法第 5 条の規定による市街化区域内の農地転用届出に対する決定について 9 件です。

報告第 46 号 農地法第 5 条の制限除外の農地の移動届に対する決定について 2 件です。

報告第 47 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書の受理について 1 件です。

報告第 48 号 非農地判断について大形地内 1 件。

阿見町農業委員会事務局処理規程第 6 条に基づき専決処分したので報告させていただきます。令和 8 年 2 月 10 日阿見町農業委員会事務局長小松澤智。

議 長： 以上で本日の報告事項は全て終了いたしました。次にその他に入ります。事務局をお願いします。

＜その他＞

事 務 局： その他（事務連絡）

① 現地調査及び総会の予定

3 月現地調査 3 月 6 日（金）当番委員 5 番 大塚芳夫委員
当番委員 6 番 吉田修夫委員

3 月定例総会 3 月 10 日（火）午後 3 時 00 分 305 会議室

- ② 農作業標準賃金の検討委員会について
・ 3月10日（火）午後2時30分 305会議室
検討委員：横張清彦会長、吉田修夫会長代理、柳生利幸委員、島田辰男委員
秋葉政男委員、浅野周一委員
- ③ 農業委員会だより編集委員会
・ 3月10日（火）総会後
編集委員：大塚芳夫委員、山崎翔子委員、本間保委員
事務局にて原稿案を作成し、タブレットに送付予定。
- ④ いばらき農業委員会女性協議会講演会
・ 2月17日（火）13時00分
女性委員：山崎翔子委員、吉田典子委員、諏訪原昌子委員
- ⑤ 勤続表彰について
・ 3月6日（金）18時00分
主催：むつみ会
小松澤智事務局長、横張清彦会長、吉田修夫会長代理
- ⑥ 慶弔規定の改定について
時代に合っていない規定を会長交際費の規定に合わせるよう修正。
（親族の定義：配偶者、同居の実父母及び実子ならびに同居の義父母）

議長： その他、質疑・意見等ございませんか。無いようですので、本日の総会はこれで閉会
します。ご苦労様でした。

午後3時48分 閉会

議長 _____ 印

議事録署名委員 _____ 印

議事録署名委員 _____ 印